

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会  
役員選任規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会の役員（理事及び監事）の選任に関し必要なことを定める。

(理事の推薦及び員数)

**第2条** 理事は別表に掲げる団体より推薦された者15名をもって構成する。

(監事の選任及び員数)

**第3条** 監事は別表に掲げる者2名とする。

(委嘱)

**第4条** 役員は、任期満了前の直前の評議員会において選任し、会長が委嘱する。

(任期)

**第5条** 役員の任期は、定款の定めるところによる。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月29日から施行し、第2条については、平成19年12月6日から適用する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 理事・監事の選任区分

### ○理事

| 選任区分              | 人数  | 備 考  |
|-------------------|-----|--|
| ①社会福祉事業経営者        | 1名  | 社会福祉事業を運営する団体の役職員 (1名)   |
| ②社会福祉に関する活動を行う関係者 | 4名  | ボランティア活動を行う代表 (1名)<br>民生委員児童委員協議会の代表 (1名)<br>老人クラブ連合会の代表 (1名)<br>障害者関係団体の代表 (1名) |
| ③知識経験者            | 9名  | 地域の代表 (4名)<br>知識経験者 (5名)   |
| ④福祉関係行政職員         | 1名  | 福祉関係行政職員   |
| 合計                | 15名 |  |

### ○監事

| 選任区分  | 選任方法                  | 人数 | 備考 |
|-------|-----------------------|----|----|
| 知識経験者 | 法人事業運営について監査<br>しうるもの | 1名 |    |
|       | 財務諸表を監査しうるもの          | 1名 |    |
| 合計    |                       | 2名 |    |